



松本基発 1219 第 1 号
令和 7 年 12 月 19 日

事業主 殿

松本労働基準監督署長
(公 印 省 略)

令和 7 年度 自律的な化学物質管理説明会の開催及び
化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検の実施について（ご依頼）

平素より労働基準行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示（令和 4 年厚生労働省告示第 190 号）については、令和 4 年 5 月 31 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日からすべての改正内容が施行されたところですが、これらの改正につきましては、その内容が広範に渡りしかも従来の国による化学物質の管理規制（特別規制）とは異なり、事業者による自律的管理を求める内容となっていることから、事業場における一層の理解が必要となっております。

そこで今般、自律的な化学物質管理における留意事項等の周知を図るため、下記のとおり一般社団法人松本労働基準協会と共催で標記の説明会を開催することといたしました。各事業場におかれましては、本説明会の主旨をご理解いただき、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、併せて、自律的な化学物質管理の推進状況についてご確認ください。また、「化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検」を実施していただくこととしました。

つきましては、別添の自主点検表の各項目に沿って点検し、問題点を把握された場合は自主的に改善していただくとともに、点検結果を下記 6 により提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 開催日時・会場・定員

令和 8 年 1 月 28 日（水）13 時 30 分～16 時 00 分（13 時 10 分受付開始）

（会場）一般社団法人長野県労働基準協会連合会 松本安全衛生センター 3 階
長野県松本市神林 7107-55（松本臨空工業団地内）

（定員）75 名

2 内 容（予定）

- （1）自律的な化学物質管理の留意事項等について
- （2）その他労務管理・安全衛生管理の留意事項等について

3 参加申込方法

インターネットを用いて「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」と検索いただき、専用 HP からお申込みください（専用 HP において、長野労働局を選択していただくと当説明会の申込みフォームへアクセスできます）。

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>

なお、定員に達し次第、受付を終了いたしますので、ご了承ください。

※受付サイトを利用した申込が困難な場合は、下記問い合わせ先までご連絡願います。



4 問い合わせ先

松本労働基準監督署 安全衛生課 TEL0263-44-1252

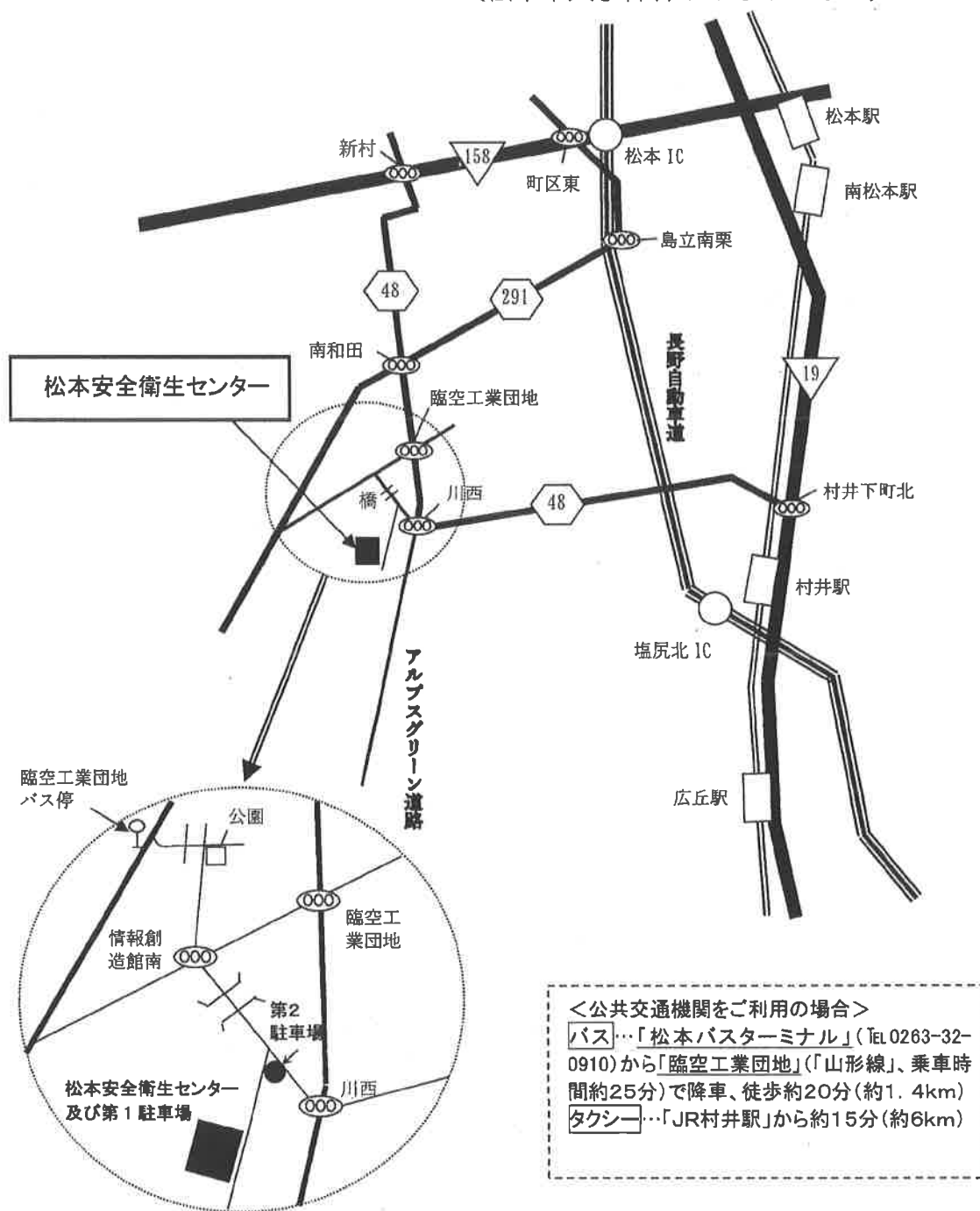
5 駐車場及び会場案内地図について

駐車場に限りがありますので、極力乗り合わせにより来場されますようお願いいたします。ま

た、第1駐車場が満車の場合は第2駐車場（会場から約200m離れています）へ駐車してください。なお、冬季ですので移動に際しましては細心のご注意をお願いいたします。

（一社）長野県労働基準協会連合会 松本安全衛生センター案内図

（松本市大字神林7107-55）



6 自主点検について 提出期限：令和8年2月18日（水）まで

- (1) 自主点検表については別添の自主点検表のとおりです。
- (2) 電子媒体が必要な場合には、当署代表メールにその旨ご依頼願います。

当署代表メールアドレス matumoto-rouki@mhlw.go.jp

- (3) 長野労働局ホームページにも「化学物質ばく露防止対策に関する自主点検」の入力フォームを作成しています。若干別添自主点検表と異なる部分もありますが、こちらでの回答も可能です。ただし、用語説明欄の掲載情報は古くなっていることにご注意ください（下の URL 又は右の二次元コードから、「松本労働基準監督署」を選択）。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/kagakubusshitsu_jisyutenken.html



化学物質管理強調月間を実施します!

令和7年度化学物質管理強調月間(令和8年2月1日～28日)
スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

リスクアセスメント(以下「RA」という。)を実施し、リスク低減措置を図りましょう

事業場における実施事項

1 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

- (ア) RA対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者・産業医・衛生管理者等との連携
- (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、RAの実施、RAの結果に基づくばく露低減措置等
 - a 出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及び購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくRAの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c 業種別・作業別の化学物質管理マニュアル(建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など)の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やRAの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - j 濃度基準値設定物質のRAにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
 - k 特殊健康診断等、必要な場合のRA対象物健康診断による健康管理の徹底
 - l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

2 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

3 スローガン等の掲示

4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

5 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



← 長野労働局HP 化学物質対策

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/kagakubusshitsu-taisaku.html



【化学物質の自律的な管理に関する自主点検表】(裏面)

職場における化学物質管理について、自主点検を実施しましょう。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。



① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。	化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。  ⇐ R7・8時点一覧表 R9追加分⇒ 
② 化学物質管理者を選任していますか。	令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 化学物質管理者の選任については、右の「化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A」の10ページに記載のNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。  Q&A ⇒
③ RAを実施していますか。 ※業種別マニュアルに従ってRA実施した場合も可	リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。 以下のQ&Aも参照してください。 ・Q1-1 なぜRAを行わなければならないのか。 ・Q1-2 RAはどのような手順で実施するのか。 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。建設業の事業場におかれましては、次のマニュアルに従ってRAを実施した場合も、左の□に✓をつけてください。  ⇐ Q&A 業種・作業別 マニュアル  建設業の業 種・作業別 マニュアル ⇒
④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	法令に講ずべき措置が定められている場合は、RAの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 以下のQ&Aも参照してください。 ・Q12-1 RA実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 ・Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。 ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合も、左の□に✓をつけてください。  Q&A ⇒
⑤ 安全データシート（SDS）とRAの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 以下のQ&Aも参照してください。 ・Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。 ・Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。  ↑ Q&A
⑥ （保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。	保護具着用管理責任者の選任については、右のQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。  ⇐ Q&A
⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 以下のQ&Aも参照してください。 ・Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。 ・Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。  Q&A ⇒